

「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」に係る  
意見募集の実施結果

〔 令和3年3月 〕  
〔 県民活動課 〕

1 意見の募集期間及び結果

【募集期間】 令和2年12月14日～令和3年1月13日

【提出人数】 6人

【提出方法】 電子メール：5人，電子申請：1人

2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連ページ
1	市町への地方再犯防止推進計画策定に向けた働き掛けは、人口規模を考えると、広島市に対して優先的に行うべきである。	広島市では、令和2年度内に「第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」と一体的に策定することとして、検討が進められています。	13
2	15 ページにある再犯防止に関わる専門特化した研修も必要ですが、市町が「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のための重層的支援体制」として相談窓口を設置することを踏まえると、もう少し裾野の広い研修（相談員育成）の実施も必要である。	15 ページの「取組の方向」に「犯罪・非行をした者の支援に携わる（可能性のある）機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。」としており、具体的な進め方や内容などを、関係機関とも相談しながら、取り組んでまいります。	15
3	人間関係の希薄化、地域コミュニティの衰退といった社会情勢を踏まえると、今後、保護司制度をボランティアで維持することはできないのではないかと考える。保護司に対して協力金を支給するなどの取組について検討をするべきである。	15 ページの「取組の方向」に記載しているとおり、保護司制度を所管している国と連携して人材の確保・育成に取り組んでまいります。	15
4	刑事施設への入所に伴って、住居を失う人が多いと思われる。住居は生活再建の出発点になるので、住居が決まらない人たちに対する支援を積極的に進める必要がある。	19, 20 ページの「取組の方向」に記載しているとおり、出所直後の住まいである「一時的住居」の確保に向け、国の取組への協力や市町への助言を行います。また、生活の拠点となる「安定的住居」の確保に向け、家主の負担感・不安感の軽減を図るため、「居住支援法人の数」を成果指標として取り組むとともに、県営住宅の入居要件の緩和の検討等を進めてまいります。	19, 20

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連 ページ
5	23 ページに記載のある住居のある人であっても、支援ニーズが無くなるわけではないので、保護観察所の市町支援が体制整備の中で、機能拡充ができると良い。	保護観察所の機能について、県が回答できる立場にありませんが、御意見を国に伝えるとともに、今後も国や市町と連携して取り組んでまいります。	23
6	薬物依存を有する者が医療機関を退院した後、地域の中で生活できるように、精神保健関係だけでなく、社会福祉士などの他の専門職が連携して継続的に関わっていく必要がある。	13 ページの「取組の方向」に、「高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組みます。」としており、地域福祉の担い手に対し、薬物依存症やその支援の状況などについて理解の促進を図ってまいります。なお、薬物依存に関する相談支援体制の整備については、「広島県保健医療計画」で推進しています。	13, 25
7	精神科病院等が行うアルコールや薬物への依存治療・自助グループ支援を二次医療圏ごとの整備が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症に係る保健医療体制の整備は、この計画ではなく、「広島県保健医療計画」で推進しています。県では、依存症治療を行う医療機関を専門医療機関として選定しており、二次保健医療圏ごとの体制整備に向けて取り組んでまいります。</li> <li>・専門医療機関による自助グループ支援については、必要に応じて連携が図られるよう、専門医療機関に助言してまいります。</li> </ul>	25
8	性犯罪加害者に対する治療や再犯防止の取組、整備の必要性は高いのではないかと。	26 ページに記載しているとおおり、現状では、性犯罪をした者の立ち直りを支援する知識やノウハウは、刑事司法関係機関等に蓄積されているため、専門知識を有する職員による県や市町の担当者及び事業者等への研修などにより、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組んでまいります。	26
9	協力雇用主の研修を行い、再犯防止のための雇用の特性と、事業主の資質を高め、これをサポートし育成することは、職業定着の面からも必要である。	「協力雇用主」は、国の制度であるため、研修については、この計画に記載していませんが、県が就労支援に取り組むことで得た支援ニーズ等の情報について、国に提供してまいります。	30

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連 ページ
10	再犯防止等の推進に関する法律第13条にも「少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み」とあり、犯罪傾向の進んでいない少年に対する支援が重要ではないか。少年に対する支援を積極的に進める必要がある。	就労支援のほか、32ページの「取組の方向」に記載しているとおり、少年院出院者や保護観察処分少年に対し、高等学校等における授業料等支援、定時制・通信制高等学校などの情報を届ける取組や地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながることができるよう支援してまいります。	32
11	この計画の内容は、犯罪・非行をした者の立ち直りに関するものであることから、計画名を「広島県再犯防止推進計画」ではなく「広島県更生支援推進計画」とすべきである。	この計画は、再犯防止推進法第8条に基づくものであるため、計画の位置づけをわかりやく示す観点から「広島県再犯防止推進計画」としています。ただし、犯罪・非行をした者の立ち直りを支援するという趣旨を表すため、「更生支援の推進」というサブタイトルを付けています。	—
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者支援と被害者支援は両輪として取り組む必要があり、この計画に被害者支援の体制強化に向けた取組を盛り込んでどうか。被害者の心情にも適うと考える。</li> <li>・計画には加害者の立ち直りについて記載されているが、被害者への支援は必要ではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この計画は、犯罪・非行をした者を対象とした計画であるため、その立ち直り支援について記載しています。</li> <li>・犯罪被害者支援については、これまで、県及び全市町への相談窓口の設置や、専門研修による相談スキルの向上など、支援の充実に取り組んできており、引き続き、今年度策定した総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づき着実に推進してまいります。</li> </ul>	—